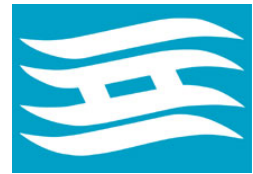


兵庫県公報

平成25年3月29日 金曜日 第15号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
○ 企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程	1
病院局管理規程	
○ 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	2
○ 病院局組織規程の一部を改正する管理規程	3
○ 病院局会計規程の一部を改正する管理規程	4

企業庁管理規程

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成25年3月29日

兵庫県公営企業管理者 高井芳朗

兵庫県企業庁管理規程第2号

企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程

(企業庁組織規程の一部改正)

第1条 企業庁組織規程(昭和45年兵庫県企業局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第5条の3に次の1号を加える。

(3) 企業資産運用事業に関する事(太陽光発電施設の総括に関する事務に限る。)

第6条の2第3号中「周辺地域の」を「周辺地域における」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(4) 播磨科学公園都市及び神戸三田国際公園都市における企業資産運用事業に関する事(太陽光発電施設に関する事務に限る。)

第6条の4中「臨海地区における地域整備事業の推進に関する事務をつかさどる(企業誘致、電気設備及び機械設備の設計並びに工事の監督に関する事務を除く。)」を「次に掲げる事務をつかさどる」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 臨海地区における地域整備事業の推進に関する事(企業誘致、電気設備及び機械設備の設計並びに工事の監督に関する事務を除く。)

(2) 臨海地区における企業資産運用事業に関する事(太陽光発電施設に関する事務に限る。)

第9条中「尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市及び猪名川町における水道用水供給事業に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、川西市及び猪名川町における水道用水供給事業に関する事。

(2) 淡路地区における企業資産運用事業に関する事(太陽光発電施設に関する事務のうち、電気設備に関するものに限る。)

第10条中「神戸市(北区に限る。)、三木市(平成17年10月23日における吉川町の区域に限る。)、小野市、三田市、篠山市及び加東市(平成18年3月19日における滝野町の区域(以下「旧滝野町の区域」という。))を除く。))における水道用水供給事業(旧滝野町の区域における当該事務所から西脇市へ送水するための施設の整備及び管理を含む。))に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 神戸市(北区に限る。)、西脇市、三木市(平成17年10月23日における吉川町の区域に限る。)、小野市、三田市、篠山市及び加東市(平成18年3月19日における滝野町の区域(以下「旧滝野町の区域」という。))を除く。))における水道用水供給事業(旧滝野町の区域における当該事務所から西脇市へ送水するための施設の整備及び管理並びに西脇市における使用水量の測定又は認定及び通知並びに年間使用水量の決定及び通知並びに給水料金の徴収を含む。))に関する事。

(2) 神戸三田国際公園都市における企業資産運用事業に関すること(太陽光発電施設に関する事務のうち、電気設備に関するものに限る。)

第12条第1号中「管理」の右に「並びに西脇市における使用水量の測定又は認定及び通知並びに年間使用水量の決定及び通知並びに給水料金の徴収」を加え、同条に次の2号を加える。

(4) 網干沖地区及び神谷ダムにおける企業資産運用事業に関すること(太陽光発電施設に関する事務に限る。)

(5) 播磨科学公園都市における企業資産運用事業に関すること(太陽光発電施設に関する事務のうち、電気設備に関するものに限る。)

第13条中「阪神南地区及び淡路地区における地域整備事業に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 阪神南地区及び淡路地区における地域整備事業に関すること。

(2) 淡路地区における企業資産運用事業に関すること(太陽光発電施設に関する事務に限る。)

第13条の3中「ひょうご情報公園都市及び神戸三田国際公園都市の整備に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) ひょうご情報公園都市及び神戸三田国際公園都市における地域整備事業に関すること。

(2) 神戸三田国際公園都市における企業資産運用事業に関すること(太陽光発電施設に関する事務に限る。)

第14条中「播磨科学公園都市の整備に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の2号を加える。

(1) 播磨科学公園都市における地域整備事業に関すること。

(2) 播磨科学公園都市における企業資産運用事業に関すること(太陽光発電施設に関する事務に限る。)

(企業庁自家用電気工作物保安規程の一部改正)

第2条 企業庁自家用電気工作物保安規程(昭和50年企業庁管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第2条に次のただし書を加える。

ただし、太陽光発電施設の保安管理者については、管理者が別に定めるものをもって充てることとする。

(企業庁会計規程の一部改正)

第3条 企業庁会計規程(昭和54年企業庁管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第82条の2第4号中「第12条の3の2」を「第12条の3」に、「第10条の3」を「第53条」に改める。

別表第8負債勘定の部説明の欄中「当該年度の退職給与金の支給額が水道用水供給事業については当該年度の給料の10分の4、工業用水道事業については当該年度の給料の10分の3.5、地域整備事業については当該年度の給料の10分の3に相当する額を下回ったとき、当該差額を費用の平準化を図るとともに、将来生ずることが予想される職員に対する多額の退職給与金」を「将来生ずることが予想される職員に対する退職給与金」に改め、同表事務経費の部説明の欄中「。なお毎年度、水道用水供給事業については給料支給額の10分の4、工業用水道事業については給料支給額の10分の3.5、地域整備事業については給料支給額の10分の3を予算執行するものとし、支給額が、予算執行額を下回ったときは、当該差額は、退職給与引当金に引き当てる。」を削る。

附 則

この管理規程は、平成25年4月1日から施行する。

病 院 局 管 理 規 程

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成25年3月29日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

兵庫県病院局管理規程第3号

病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

病院事業職員の給与に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「兵庫県立淡路病院」を「兵庫県立淡路医療センター」に改める。

別表第9 県立淡路病院の項を次のように改める。

県立淡路医療センター	職員	医長	院長 副院長 参事 診療部長 救命救急センター長 検査・放射線部長 地域医療連携部長 部長 科部長 医長	院長 副院長 参事 診療部長 救命救急センター長 検査・放射線部長 地域医療連携部長 部長 科部長
------------	----	----	---	---

別表第9 県立粒子線医療センターの項2級の欄中「医長」を「科長 医長」に改め、同項4級の欄中「部長」を「部長 科長」に改める。

別表第10県立病院の項中「科長」を削る。

別表第16地方機関の款中「及び救命救急センター長」の右に「、県立淡路医療センターの救命救急センター長」を加え、「、看護科長（看護職6級の者に限る。）」及び「、看護科長（看護職6級の者を除く。）」を削り、「医療部長」の右に「、看護部長（看護職6級の者に限る。）」を加え、「放射線物理科長」を「看護部長（看護職6級以上の者を除く。）及び放射線物理科長」に改める。

附 則

この管理規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第9 県立粒子線医療センターの項の改正規定、別表第10県立病院の項の改正規定及び別表第16地方機関の款の改正規定（「及び救命救急センター長」の右に「、県立淡路医療センターの救命救急センター長」を加える部分を除く。） 平成25年4月1日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年兵庫県条例第17号）附則ただし書に規定する管理規程で定める日



病院局組織規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成25年 3月29日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

兵庫県病院局管理規程第4号

病院局組織規程の一部を改正する管理規程

病院局組織規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の表県立淡路病院の項を次のように改める。

県立淡路医療センター	洲本市塩屋1丁目
------------	----------

第9条第3項中「県立淡路病院」を「県立淡路医療センター」に改める。

第10条の表県立淡路病院の款中「県立淡路病院」を「県立淡路医療センター」に改め、同款に次のように加

える。

救命救急センター	
----------	--

第10条の表県立粒子線医療センターの款を次のように改める。

県立粒子線医療センター	事務部	総務課
	医療部	放射線科 薬剤科 研究科
	看護部	
	放射線技術部	放射線技術科 放射線物理科

第11条の表県立尼崎病院の款診療部の項内科の目中「血液内科 糖尿病・内分泌内科」を「血液・腫瘍内科 糖尿病・内分泌内科 漢方内科 緩和ケア内科」に改め、同項外科の目中「呼吸器外科」を「呼吸器外科 消化器外科」に改め、同項上記以外の診療科名等の目中「病理診断科」を「病理診断科 救急科」に改め、同表県立塚口病院の款診療部の項内科の目中「内科 消化器内科」を「内科 呼吸器内科 消化器内科 循環器内科 腎臓内科 神経内科 血液・腫瘍内科 糖尿病・内分泌内科」に改め、同項上記以外の診療科名等の目中「病理診断科」を「病理診断科 小児救急科 歯科口腔外科」に改め、同表県立淡路病院の款中「県立淡路病院」を「県立淡路医療センター」に改め、同款診療部の項外科の目中「整形外科」を「整形外科 形成外科」に改め、同款に次のように加える。

救命救急センター	救急科
----------	-----

第11条の表県立がんセンターの款診療部の項上記以外の診療科名等の目中「婦人科」を「婦人科 リハビリテーション科」に改める。

第12条第2項の表県立淡路病院の項中「県立淡路病院」を「県立淡路医療センター」に改める。

第22条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とする。

第32条第1項中「県立加古川医療センター」の右に「、県立淡路医療センター」を加える。

第33条の表救命救急センター長の項中「県立加古川医療センター」の右に「、県立淡路医療センター」を加え、同表科長の項中「看護科」を「放射線科」に改める。

第34条の表科部長又はセンター部長の項中「及び救命救急センターの救急科」の右に「、県立淡路医療センターの救命救急センターの救急科」を加え、同表看護師長の項中「又は県立粒子線医療センターの医療部の看護科」及び「(県立粒子線医療センターにおいては、看護科長)」を削り、同表医長の項中「及び救命救急センターの救急科」の右に「、県立淡路医療センターの救命救急センターの救急科」を加える。

附 則

この管理規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第10条の表県立粒子線医療センターの款の改正規定、第11条の表県立尼崎病院の款、県立塚口病院の款及び県立がんセンターの款の改正規定、第22条の改正規定、第33条の表科長の項の改正規定並びに第34条の表看護師長の項の改正規定 平成25年4月1日
- (2) 前号に掲げる規定以外の規定 兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成25年兵庫県条例第17号）附則ただし書に規定する管理規程で定める日



病院局会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成25年 3月29日

兵庫県病院事業管理者 前 田 盛

兵庫県病院局管理規程第5号

病院局会計規程の一部を改正する管理規程

病院局会計規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第4号「機種、仕様等を決定すること」を「仕様等（機種を特定する場合を含む）」に改める。

附 則

この管理規程は、平成25年4月1日から施行する。